

## 4 措置業務（施設入所・里親委託等）

児童福祉施設等又は里親等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、措置先と十分に連携を図る。また、措置中も、各施設や里親等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。

現在、国の方針として、家庭的養育の推進が掲げられ、里親等への委託が促されている。

### （1）児童福祉施設等

#### ア 施設の状況

	措置施設数	措置児童数
乳 児 院	2	23
児 童 養 護 施 設	9	273
児童心理治療施設	1	5
児童自立支援施設	2	2
福祉型障害児入所施設	6	31
医療型障害児入所施設	3	7

※市外施設措置者を含む。

（令和6年度末現在）

#### イ 年代別の措置児童数

	年代別措置児童数			
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	計
乳 児 院	20	3	0	23
児 童 養 護 施 設	2	44	227	273
児童心理治療施設	0	0	5	5
児童自立支援施設	0	0	2	2
福祉型障害児入所施設	0	1	30	31
医療型障害児入所施設	0	1	6	7

※市外施設措置者を含む。

（令和6年度末現在）

## (2) 里親等

里親制度とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難になった児童を親に代わって家庭に迎え入れ養育する制度である。児童相談所が登録(認定)した里親に、児童の養育を委託している。また、平成21年度より、5～6人の児童を養育するファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)が創設された。

### ア 里親の状況

年度	登録里親数(世帯)	児童委託里親数(世帯)	委託児童数
R2	96	44	68
R3	96	36	51
R4	115	38	57
R5	117	40	63
R6	118	45	74

(各年度末現在)

### イ ファミリーホームの状況

年度	事業所数	定員	委託児童数
R2	10	60	38
R3	9	54	39
R4	9	54	39
R5	9	54	44
R6	9	54	43

(各年度末現在)

### ウ 年代別の委託児童数(里親・ファミリーホーム)

	年代別委託児童数				
	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	計	
里親委託された児童	11	15	48	74	
ファミリーホーム	養育里親	10	15	37	62
	専門里親	0	0	3	3
	親族里親	0	0	8	8
	養子縁組里親	1	0	0	1
ファミリーホーム	0	6	37	43	

(令和6年度末現在)